

p1 HPリニューアル
p2 理事会議事録

主な記事

p3 セミナー活動報告
p4 著作権レポート

ご覧になりましたか？（協）日本写真家ユニオン

ホームページ全面リニューアル

URL <http://pro-photo-union.jp> (変更ナシ)

【組合員紹介欄の作品データ提出のお願い】

組合員紹介の作品が空欄が多くとなっておりますので加入時にポートフォリオを提出してない組合員は、この機会にご提出ください。ホームページ用に3点だけでも、作品データ提出をお願いいたします。(フィルム提出の場合は3点1500円で受け付けます)

【組合員の個人ホームページ URL 掲載のお願い】

ご自分のホームページの組合員で、組合員紹介覧に URL 表示のない組合員は事務局にお知らせください。リンクされます。

【レスキューコーナーへ登録してください】

レスキューコーナーのパスワード、閲覧の準備は整っています。メールでの申込を受け付けています。(jpu@r2.dion.ne.jp)

【組合員情報へ写真展開催などの情報を寄せてください】

写真展開催が決まった段階で事務局までご連絡頂きますようお願いいたします。ホームページ全面リニューアルに伴い組合員情報もタイムリーに発信できるようになります。是非ご連絡のほど、よろしくお願致します。

組合員の皆様へ

賦課金納入のお願い

今年も3月の年度末になり、次期平成22年度(2010年度)の賦課金徴収が始まりました。

2009年度賦課金の納入がまだの組合員は、1年分25000円で2年分の納入となります。1年分でも早めの納入をお願い致します。

*郵便振替用紙

口座番号 00160-4-629078

口座名 協同組合日本写真家ユニオン

*銀行振込

みずほ銀行 麴町(コウジマチ)支店

(普通預金) 8068050

口座名 協同組合日本写真家ユニオン
振込手数料各自負担をお願いいたします。

郵便自動送金(自動引落し)の手続きをすれば、振込手数料は必要ありません。

(財務担当 佐藤浩視)

ゆうちょ銀行(郵便局)

自動送金サービス利用のお願い

賦課金の自動送金(引落し)を開始しました。所定の用紙でお手続きをお願いいたします。

ゆうちょ銀行自動送金サービスで、自動引落としにさせていただくと、手数料はJPUが負担いたしますので、組合員各自の手数料は必要ありません。

専用口座への

資金カンパのご協力を!

一口2000円のカンパを募っています。

カンパ専用の銀行口座にお振込をお願いいたします。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
(裁判対策委員会)

こうじまち

三井住友銀行 麴町支店

普通預金 8658442

口座名 協同組合日本写真家ユニオン

第4回理事会議事録

2009年12月9日 午後1時30分～午後4時終了
出席 芥川 仁 あがた せいじ 若生 靖夫 佐藤 浩視
石丸 幸一郎 唐木 孝治 坂本 任弘 鈴木 忍 古川 正夫
欠席 野邨 幸和

議事進行 (若生専務理事)

1 教育部会報告 (坂本)

9月、10月のセミナー及びシグマレンズ借用の報告(31号ニュース参照)があり、レンズ貸出の長期化をお願いし、(株)シグマとタイアップして、作品展も開催したいとの意向が示される。

2 著作権部報告 (古川)

ジャストラックの70周年セミナーに4名の理事が出席
J P S主催の「ひと目でわかる写真著作権」セミナーに担当3理事が参加

3 ebook 担当報告, (唐木)

11月売上3冊(ジャパン)・水越武「ヒマラヤ」、
田中光常「キリン」「チータ」の進捗状況の報告

4 ホームページ担当報告 (唐木)

ホームページリニューアルは12月18日公開を目指して、準備が進行中。デジタル販売は、ラティオとの覚書が交され、作業進展に向かっている。

5 オリジナルプリント担当報告 (佐藤)

オリジナルプリントのページを、ホームページに加えるよう準備中。22年度オリジナルプリント展の日程、作品募集について詰める準備を進める。

6 奥村裁判報告 (唐木)

弁護士からの11月17日の裁判報告を伝える。

1月27日の証人尋問について説明。

提案、要求、指示、今後の検討課題

*レスキュー：組合員以外の参加契約・料金体系について、文書化をして、理事会に諮る。

*アートメンバーと組合員の違い・条件を明確にしたい。

*著作権部は、担当理事が参加したセミナー等の成果を組合員に還元するように努める。

*アート系の司法書士の知り合いがいるので、セミナーを企画したらどうか。

7 財務部報告—承認事項含む— (佐藤)

・ゆうちょ銀行からの賦課金自動引き落としについて郵便局の口座同士なら自動引き落としが可能であり、契約料などの負担金はない。事務局で、申請書を用意するので、組合員は口座のある最寄りの郵便局に申請書を提出して手続きをしてもらう。については、手数料140円をユニオン負担で、自動引き落としを推進したいがどうか。 反対なしで承認

・年末から年度末にかけての、滞納分他団体への会費、借入金、未払い金の支払い見込みについて 別紙資料に

基づいて説明・確認。

検討事項

・来年度任期満了に伴う、理事候補(三役以下全理事)

来年度任期満了に伴う、監事2名について

・推薦委員(東日本3名、西日本2名)選考について

・顧問、相談役、の見直しについて

次回理事会を1月28日とする。検討事項については、各理事が候補を考えてくること。

特に、推薦委員については、次回理事会で候補決定とする。

8 その他(若生)

賦課金未納の組合員に、電話での請求をするよう理事に割り当てる

第5回理事会議事録

J P U 2010年1月28日 午後2時～午後5時終了

出席 芥川 仁 あがた せいじ 若生 靖夫 石丸 幸一郎
唐木 孝治 坂本 任弘 鈴木 忍 古川 正夫 野邨 幸和

欠席 佐藤 浩視

議事進行 (若生専務理事)

開会挨拶 (芥川代表理事)

1 教育部会報告 (坂本)

シグマレンズについては、思ったほど借り手がない。活用方法と(株)シグマとの相乗効果を考えていきたい。教育部の目的を考えるとやはり交流が目的なので、教育事業部という公の名称をやわらかく、親しみやすい名にしたい。ホームページも公開されたので、活用をしていきたい。アクセスが増えるように、また組合員同士のコミュニケーションがとれるように具体化し、早めに実践したい。

(若生) 名称については、教育事業部が決まり事なので公式名として変更はできないが、愛称的に使う分には問題ないので、自由に名を考えてください。

2 著作権部報告 (古川、あがた、石丸)

ホームページやニュースを使って、著作権の知識を公にしていきます。31号ニュースが皮きりで、レポートを継続していきます。

3 ebook 担当報告 (唐木)

残る3冊の年度内発行目処がつき、もうひとつ留保している、第2回公募展の副賞として約束されていた有賀哲夫氏の作品編集に手がつく状況となったがebook ランドに載せるかについて、意見交換の後、載せることに決定。

4 ホームページ担当報告 (唐木)

トップページのスポンサーをパートナーに変えることに決定。リンク先のメーカーとバナー使用を前提に交渉中。ニコン、キヤノンは賛助会員であることを報告。

5 奥村裁判証人尋問についての報告

唐木より、1月27日の経過状況報告があり、芥川より、全体の尋問の印象が報告される。

次回裁判は3月17日

6 賦課金未納者への電話についての報告

唐木より、電話効果として12名、30万円の振込があったことを報告

各電話を担当した理事より、相手方の電話対応の

感触が報告される。

* 検討事項

1 平成22年度 新理事候補を検討する

推薦委員候補を東日本 雨宮ゆき、天川弘、水越 武の3名 西日本を森田雅章、長野良市の2名にお願いすることとする

以上

記録 総務部

街角ルポ

ある冬の昼下がり

～可能性を求めて～



作品が並んでいてジョイントを含めギャラリーをうまく使わせていただけるなら面白い。

また、一人で歩くのとは違った視点に気づく楽しさも体験でき、継続を力と皆同調。

教育部会では、今後毎月第一土曜日に場所を変えて街に出てみよう計画しています。シグマレンズの貸出しを機会に、組合員同士の交流を活発にしていきたい思います

プロとアマチュアとの境目がぼやけてしまい、プロ写真家の将来に危機感を抱く昨今、異業種の人々や組合員同士の交流、そして発見と出会いを求めて、教育部会と著作権部会、そして唐木理事を加えて5人で出かけた冬の街頭散策。シグマレンズのテストを兼ね、できれば作品展もと視野に入れながら、原宿から渋谷を猛烈な寒さの中スナップをしながら街を歩いてみました。

肖像権の問題もあり人を撮るときには、声をかけてみましたが、100%断られてしまいました。それにしても、魅力のないオジサマ方だったのかもしれないと、「シニアサービスしますよ」の声に苦笑い。

裏原宿の奥まった所にある DESAIGN・FESTA というアートギャラリーが快く我々を出迎えてくれました。とてもユニークなスペースで、外観は勿論のこといろいろな空間に多くのアーティストの刺激的な

ので、参加を希望する組合員は是非事務局までご連絡ください。尚、シグマレンズはしばらく借りておりますので、テストしたい方、是非利用して作品展にも参加してください。



シグマレンズ・ニコン用 24-70mm 追加到着しています。

文責&写真撮影 教育部会 坂本阡弘

著作権レポート 2

写真著作権の落とし穴

ずっと言い続けていることではあるのですが、やはりここを避ける訳には行きませんのであえて取り上げます。日本では著作権は著作者の生存中ならびに死後50年保護されるというのが一般的認識だと思われまじ、文化庁もそう言っています。しかし、私たちの生業である「写真」については、これが当てはまらず、本人が活着ているのに著作権がないという、全くもって前近代的な部分を抱えています。つまり、写真著作権の保護期間が1899年から1970年まで、公表後10年(新法制定直前に暫定延長され、最終的には13年)という極めて短かった結果を、今だに引きずっているのです。1970年の新著作権法に乗り遅れた1956年(昭和31年)までに制作・公表された作品の著者は、既に70才以上の方で高齢です。年々その該当者もへってきています。このことが問題になり、文化庁に意見書を提出したり、各界に働きかけた当時には、生き証人として盛んに発言されていた丹野章氏や田村武能氏も、最近では発言されなくなっています。こういう話をするとう「そんな昔の話は自分には関係ないわ」「そんなこともうどうだっていいじゃないか」「今は写真家と

いう職業そのものが今後存続し得るのかどうかという時代なんだからもっと仕事を増やして食えるようにしてほしいよ」という人たちも大勢います。しかし一方的に使う側にたったルール無視や破壊を許してしまっていることが私たちの生存権をもおかしているのではないのでしょうか。本人が活着いても自由に使える写真があるということが、ヒョットして「写真って、どれでも勝手に使っているんじゃないかな」とかネットで育ってきた人たちの中には「ネット上なら何をやってもいいし、もしダメだとしても捕まりっこないから平気」という人たち。このように知らない強みで闊歩するひとたちを助長することになるのだらうと思います。一見ダサくって勇気も要り、しかも損することであっても、おかしいことは「おかしいんじゃない」といい、相手が国であっても業界大手であってもキチッと主張していくことが大切ではないでしょうか。

*文化庁がこの問題の改善措置をとろうとしないのには、法曹界の「不遡及の原則」という、後から決まった法律でさかのぼって罰しないという考え方と、対象者がきわめて少数で、社会的正義に反しないということのようです。

(副代表理事/あがたせいじ)

組合員情報

◆写真展案内

森田雅章写真展 「夢幻」 MUGEN

富士フィルムフォトサロン

フジフィルムスクエア2F

TEL03(6271)3351

4月23日(金)～29日(木)

午前10時～午後7時(最終日は午後2時迄)

森田 雅章写真展

「妖精たちの小宇宙IV・V」

富士フォトギャラリー 名古屋

TEL052(204)0830

6月25日(金)～7月1日(木)

午前10時～午後6時(最終日は午後2時迄)

石丸幸一郎作品参加

横浜野毛 Hana*Hana アンダパンダン展

2010年2月27日～3月7日

◆寄贈図書

下記出版物のご寄贈ありがとうございます。

須賀 一 作品集 2010年版カレンダー
「上野の四季」2010・1月着 須賀氏より

編集後記

春の陽気と思えば、寒風の冬に戻ったり、地球環境の異変かと思う昨今、写真ができることプラス思考で頑張りましょう。(S) 年度末の3月、新年度賦課金の納付時期となりました。賦課金未納者の増加に加え年々組合員が減少していますが、新たな息吹を取り込んで何とか活性化につなげたいと思う理事会の面々。例年だとこの時期にニュースをだすことはなかったようですが、少ないページながら年度内の発行で、少しでも理事会の心意気を感じてもらえるなら嬉しく思います。次号は新年度総会資料を兼ねたニュースとなり、理事会も総会に向けての21年度、まとめの時を迎えています。また、同時期オリジナルプリント展も予定されています。参加希望の方は、事務局へ一報ください。

今までの写真事業の形態が崩れ、先行き不透明な職種となってしまいましたが、組合員が個人プレーの意識を捨て仲間(チーム)としての力を合わせていく思考に切り替えることができるか、そして新たな形態を築くことができるか、今後の展開に求められるもののような気がします。(k)

(ニュース編集 総務部)